

令和7年3月31日  
平川市告示第56号

## 平川市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市における若者の移住・定住の促進を図るため、奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担の軽減を目的とし、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において、平川市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校、及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 高校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、専修学校（後期課程に限る。）及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住し生活の本拠地とすることをいう。
- (4) 就労等している者 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 正規の職員、従業員、パート、アルバイト、労働派遣事業所の派遣社員、契約社員及び嘱託等の者
  - イ フリーランスを含む個人事業主及び個人で農業その他自ら事業を営む事業者又はそれらの事務専従者
  - ウ 公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有している者

### (補助金の交付対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付対象となる奨学金（以下、「奨学金」という。）は、次の各号の

いずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
- (3) 平川市奨学金貸与条例（平成18年平川市条例第79号）の規定により貸与する奨学金
- (4) 地方公共団体、大学等又は公益法人等が貸与する奨学金で市長が認めるもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条の規定による補助金の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請日から本市に5年以上継続して定住する意思を有している者
- (2) 交付申請日の属する年度の末日において満29歳以下の者
- (3) 大学等又は高校等の在学していた期間に奨学金の貸与を受け、補助対象者自ら奨学金を返還している者
- (4) 就労等している者
- (5) 奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていない者
- (6) 市税等を滞納していない者
- (7) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付年度において補助対象者が返還すべき奨学金及び奨学金の返還に係る利子の合計に相当する額とし、1会計年度につき20万円を上限とする。ただし、繰上返還及び過年度において延滞した奨学金の納付等にかかる返還額は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する補助金の交付申請をする年度において、当該年度内に補助対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合の補助金の額は、定住した月数を12月で除した数に前項の規定により得られた補助金の額を乗じて得た額とし、その上限額は、定住した月数を12月で除した数に20万円を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助対象者が資格認定を受けた日の属する年度から起算して5年度を上限とする。

(補助対象者の資格認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、4月1日から12月末までの期間に市長に申請し、補助金の資格認定を受けなければならない。

(1) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の借入額、返還開始日、返還期間を証する書類

(2) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による資格認定申請を受けたときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定(不認定)決定通知書(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、前条の規定による資格認定決定を受けたときは、補助金対象期間の年度ごと、当該年度の3月1日から3月末日までの期間に、平川市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 当該年度に奨学金を返還した額を証する書類の写し

(2) 就労等している者であることを証する次のいずれかの書類

ア 就労証明書(様式第5号)(第2条第4号アに該当する場合)

イ 直近の確定申告書又は事業専従者であることが分かる書類の写し(第2条第4号イに該当する場合)

ウ ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し(第2条第4号ウに該当する場合)

(3) 市の保有する公簿により市税等の納税状況が確認できない場合にあっては、申請者の前年度納税証明書等(滞納がないことの証明書を含む)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査した

うえ、補助金交付の可否を決定し、平川市奨学金返還支援事業補助金交付決定兼確定（不決定）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」）が補助金の交付を請求するときは、平川市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第4条各号に該当しないと認めたとき。
- （3） 交付申請日から5年以内に市外に転出したとき。
- （4） 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、当該取消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、返還を命じることができる。この場合において、前条第3号の規定により交付決定の取消しをしたときは、本市に定住していた期間に応じ、別表に定める額の返還を求めることができる。

2 市長は、前条及び前項の規定により交付決定を取消し、返還を命ずるときは、平川市奨学金返還支援事業補助金取消兼返還通知書（様式第8号）により交付決定者に通知しなければならない。

（報告等）

第13条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月31日平川市告示第56号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

| 交付申請日から定住した期間 | 返還を求める額  |
|---------------|----------|
| 3年未満          | 交付決定額の全額 |
| 3年以上5年未満      | 交付決定額の半額 |